

令和8年度砥部町社会教育関係団体育成補助金交付要綱

令和8年3月26日

砥部町告示第65号

(趣旨)

第1条 この告示は、本町の社会教育の振興と健全な社会教育活動の充実を図るため、社会教育関係団体等に対して交付する、砥部町社会教育関係団体育成補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2条 補助金の交付を受けることができる社会教育関係団体等（以下「団体」という。）は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 営利を目的とした行為をしないこと。
- (2) 特定の政党又は政治団体の利害に関する行為をしないこと。
- (3) 公の選挙に関し、特定の候補者を支持しないこと。
- (4) 特定の宗教を支持しないこと。
- (5) 構成員が10人以上で、かつ、構成員の半数以上が町内に居住し、通勤し、又は通学していること。
- (6) 特定の学校、企業等の構成員のみによって組織されていないこと。
- (7) 代表者が町内在住者であること。
- (8) 活動場所が町内であること。
- (9) 継続的かつ計画的に社会教育活動を行っていること。
- (10) 規約又は会則が制定されていること。
- (11) 他の町補助金を受けていないこと。
- (12) 活動が町内の社会教育活動に生かされていること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 家庭教育に関する活動
- (2) 青少年健全育成に関する活動
- (3) 青年団体活動
- (4) 女性団体活動
- (5) コミュニティ活動
- (6) 生活改善に関する活動

(7) ボランティアに関する活動

(補助対象外経費)

第4条 補助金の交付の対象とならない経費（以下「補助対象外経費」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 人件費（雇用期間が1年未満の臨時的な職員に係るものを除く。）

(2) 交際費

(3) 慶弔費

(4) 飲食費（会議等における茶菓子及び来賓等への弁当のほか、レセプション事業や給食サービス事業などの交付目的と飲食費が密接に関わるものを除く。）

(5) 懇親会費

(6) その他社会通念上、公金で賄うことが適当でない経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象事業のうち前条の補助対象外経費を除く事業費の2分の1以内とし、予算で定める額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体の長は、令和8年度砥部町社会教育関係団体育成補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、速やかに団体に令和8年度砥部町社会教育関係団体育成補助金交付決定通知書（様式第2号）により、通知するものとする。

(補助対象事業の遂行等)

第8条 補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って事業を遂行し、その補助金を他の目的に使用してはならない。

(補助対象事業の変更、中止又は廃止)

第9条 補助団体は、補助対象事業の内容を変更しようとするとき（軽微なものを除く。）又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ令和8年度砥部町社会教育関係団体育成補助事業変更等承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の変更等承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、必要

に応じて調査を行い、適当と認めたときは、令和8年度砥部町社会教育関係団体育成補助事業変更等承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助団体は、事業完了後、速やかに令和8年度砥部町社会教育関係団体育成補助金実績報告書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第11条 町長は、前条の実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、令和8年度砥部町社会教育関係団体育成補助金確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助団体は、速やかに令和8年度砥部町社会教育関係団体育成補助金精算払請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 町長は、前条の規定により補助団体から補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第14条 前2条の規定にかかわらず、町長が補助対象事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

2 補助団体は、概算払を受けようとするときは、令和8年度砥部町社会教育関係団体育成補助金概算払請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（調査等）

第15条 町長は、補助団体に対して必要があるときは、補助対象事業に関し、必要な指示をし、報告を求め、又は調査することができる。

（書類等の整備）

第16条 補助団体は、補助金の交付を受けた事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならない。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第17条 町長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金がある場合は、その補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (2) 補助金の交付の決定又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) 提出書類に虚偽の記載をし、又は事務施行について不正があったとき。
 - (4) 補助対象事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止したとき。
- (その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

令和8年度砥部町社会教育関係団体育成補助金交付申請書

年 月 日

砥部町長 様

団体住所
団体名
代表者住所
代表者名

令和8年度砥部町社会教育関係団体育成補助金の交付を受けたいので、令和8年度砥部町社会教育関係団体育成補助金交付要綱第6条の規定により、補助金
円を交付されるよう次により関係書類を添えて申請します。

- 1 事業計画書（別紙）
- 2 会員名簿（別紙）
- 3 収支予算書（別紙）
- 4 申告書（別紙）
- 5 規約又は会則の写し

事業計画書

団体名	
団体住所	
代表者氏名	
電話番号	
会員数	名（別紙名簿）
活動内容（年間）	
要綱第3条 の活動番号	内 容

会 員 名 簿

団体名 _____

	氏 名	住 所	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

※ 会員数が多い場合は様式をコピーしてください。(各団体使用の様式可)

収支予算書

<収入>

(単位：円)

費目	金額	備考
合計		

<支出>

(単位：円)

費目	金額	備考
合計		

申 告 書

- (1) 営利を目的とした行為はしていません。
- (2) 特定の政党又は政治団体の利害に関する行為はしていません。
- (3) 公の選挙に関し、特定の候補者を支持していません。
- (4) 特定の宗教を支持していません。
- (5) 構成員が 10 人以上で、かつ、構成員の半数以上が町内に居住し、通勤し、又は通学しています。
- (6) 特定の学校、企業等の構成員のみによって組織していません。
- (7) 活動場所が町内です。
- (8) 継続的かつ計画的に社会教育活動を行っています。
- (9) 他の町補助金は受けていません。
- (10) 活動が町内の社会教育活動に生かされています。

上記の要件を全て満たしていることを申告します。

年 月 日

団体名

代表者住所

代表者名

⑩

様式第2号（第7条関係）

砥部町指令8 砥社第 号
年 月 日

様

砥部町長



令和8年度砥部町社会教育関係団体育成補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和8年度砥部町社会教育関係団体育成補助金について、令和8年度砥部町社会教育関係団体育成補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

交付決定額 金 _____ 円

なお、事業完了後は、様式第5号により実績報告をお願いします。

様式第3号（第9条関係）

令和8年度砥部町社会教育関係団体育成補助事業変更等承認申請書

年 月 日

砥部町長 様

団体住所
団体名
代表者名

年 月 日付け、砥部町指令8砥社第 号で補助金交付決定の通知があった令和8年度砥部町社会教育関係団体育成補助事業について（変更・中止・廃止）したいので、令和8年度砥部町社会教育関係団体育成補助金交付要綱第9条の規定により、その承認を申請します。

記

1 補助事業の変更承認申請

(1) 変更承認申請額 金 円

(2) 変更内容及び理由

(3) 添付書類（補助金交付申請書の添付書類の様式に準ずるものとする）

- ①事業計画書
- ②会員名簿
- ③収支予算書

2 補助事業の中止又は廃止の承認申請

(1) 中止・廃止の理由

(2) 中止・廃止の時期

様式第4号（第9条関係）

砥部町指令8砥社第 号
年 月 日

様

砥部町長



令和8年度砥部町社会教育関係団体育成補助事業変更等承認通知書

年 月 日付け、砥部町指令8砥社第 号で交付決定した令和8年度砥部町社会教育関係団体育成補助金について、年 月 日付けで提出された変更等申請書を審査した結果、適当と認めますので、令和8年度砥部町社会教育関係団体育成補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり（変更・中止・廃止）を承認します。

記

1 変更後の補助金交付額

- | | | |
|---------------|---|---|
| (1) 既交付決定額 | 金 | 円 |
| (2) 変更承認申請額 | 金 | 円 |
| (3) 変更後の交付決定額 | 金 | 円 |

2 承認の内容

様式第5号（第10条関係）

令和8年度砥部町社会教育関係団体育成補助金実績報告書

年 月 日

砥部町長 様

団体住所
団体名
代表者名

年 月 日付け、砥部町指令8砥社第 号で補助金交付決定の通知があった令和8年度砥部町社会教育関係団体育成補助事業の実績について、令和8年度砥部町社会教育関係団体育成補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

- 1 事業実施報告書（別紙）
- 2 収支決算書（別紙）
- 3 その他（活動がわかる関係資料、写真及び領収書の写し）

事業実施報告書

団体名	
団体住所	
代表者氏名	
電話番号	
会員数	名
活動内容(年間)	
要綱第3条 の活動番号	内 容

収支決算書

<収入>

(単位：円)

費目	金額	備考
合計		

<支出>

(単位：円)

費目	金額	備考
合計		

様式第6号（第11条関係）

8 砥社第 号
年 月 日

様

砥部町長



令和8年度砥部町社会教育関係団体育成補助金確定通知書

年 月 日付け、砥部町指令8砥社第 号で交付決定した令和8年度砥部町社会教育関係団体育成補助金について、年 月 日付けで提出された実績報告書を審査した結果、適当と認めますので、令和8年度砥部町社会教育関係団体育成補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

記

補助金確定額 金 _____ 円

様式第8号（第14条関係）

令和8年度砥部町社会教育関係団体育成補助金概算払請求書

年 月 日

砥部町長

様

団体住所

団体名

代表者名

印

年 月 日付け、砥部町指令8砥社第 号で交付決定通知のあった令和8年度砥部町社会教育関係団体育成補助金について、令和8年度砥部町社会教育関係団体育成補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり請求します。

記

概算払請求額 金 _____ 円也

(内 訳)	交付決定通知額	金	_____	円
	概算払受領済額	金	_____	円
	今回請求額	金	_____	円
	残 額	金	_____	円

【補助金振込先】

金融機関名	金庫 銀行 農協 店・所
預金種別	普通 ・ 当座 ・ その他
口座番号	
ふりがな 口座名義人	